

令和５年度生徒指導上の諸課題に関する状況について

【 】内は対前年度比
全国との比較は国公立

I 島根県の調査結果の概要

※義務教育学校前期課程は小学校、後期課程は中学校に数値を計上

1 暴力行為の発生件数（公立小学校・中学校・高等学校）

別添資料 1 参照

- (1) 公立小学校・中学校・高等学校の合計は 621 件【▲291 件】、1,000 人当たりの発生件数は 9.6 件【▲4.4 件】。

発生件数、1,000 人当たりの発生件数いずれも前年度と比べ減少となっている。

県内国公立 1,000 人当たりの発生件数（9.2 件）は、全国平均の 8.7 件を上回っている。

- (2) 校種別では、小学校では 383 件【▲233 件】、中学校では 216 件【▲66 件】、高等学校では 22 件【+8 件】。

2 いじめの状況等（公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

別添資料 2 参照

- (1) 公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の認知件数の合計は 3,527 件【+375 件】、1,000 人当たりの認知件数は 53.8 件【+6.2 件】。

認知件数、1,000 人当たりの認知件数いずれも 3 年連続の増加。

県内国公立 1,000 人当たりの認知件数（50.9 件）は、全国平均の 57.9 件を下回っている。

- (2) 校種別では、小学校では 2,029 件【+75 件】、中学校では 1,184 件【+214 件】、高等学校では 257 件【+58 件】、特別支援学校では 57 件【+28 件】。

3 小学校・中学校の長期欠席のうち不登校の状況（公立）

別添資料3参照

- (1) 公立小学校・中学校の不登校児童生徒数の合計は 2,283 人【+372 人】、1,000 人当たりの人数は 45.9 人【+8.0 人】。

不登校児童生徒数、1,000 人当たりの人数ともに 8 年連続の増加。

県内国公立 1,000 人当たりの人数 (45.6 人) は、全国平均の 37.2 人を上回っている。

- (2) 校種別では、小学校では 974 人【+186 人】、中学校では 1,309 人【+186 人】。

4 高等学校の長期欠席のうち不登校の状況（公立）

別添資料4参照

- (1) 公立高等学校の不登校生徒数は 307 人【+14 人】、1,000 人当たりの人数は 23.2 人【+1.1 人】。

不登校生徒数、1,000 人当たりの人数ともに増加に転じた。

県内国公立 1,000 人当たりの人数 (25.4 人) は、全国平均の 23.5 人を上回っている。

- (2) 定時制では 2 年連続の減少だが、全日制では 4 年連続で増加した。

5 高等学校中途退学者等の状況（公立）

別添資料5参照

- (1) 公立高等学校の中途退学者数は 98 人【増減なし】。在籍者数に対する割合は 0.7%【増減なし】。

中途退学者数は前年度と同数であった。

県内国公立の在籍者数に対する割合 (1.1%) は、全国平均の 1.5% を下回っている。

- (2) 課程別では、全日制 42 人【▲2 人】、定時制 21 人【+6 人】、通信制 35 人【▲4 人】。

Ⅱ 島根県の対応（公立学校）

島根県では生徒指導上の個別の課題に対して、以下の取組等を進めている。

1 暴力行為

教育活動全体を通じて、児童生徒に対し、他者を思いやり、傷つけない人に育つことを意識した日常の働きかけや校内の雰囲気づくりを推進している。

暴力行為の背景には、様々な要因がある。教職員が、それらを多面的かつ客観的に理解したうえで指導を行う必要があることを再認識できるよう、日頃から研修等を通じて伝えている。

2 いじめ

いじめの定義を正しく理解し、積極的な認知を通して、初期段階からいじめを見逃さないという姿勢を教職員間で共有するとともに、いじめを許さない環境づくりを推進している。

早期発見の取組として、日々の健康観察やアンケート調査、面談週間を実施するなどして、いじめの兆候を見逃さないようにするほか、校内で相談しやすい体制を整備したり、学校外の相談窓口を紹介したりするよう、学校に働きかけている。

いじめを認知した場合には、いじめを受けた児童生徒の安全確保を何よりも優先し、迅速に対応すると同時に、いじめ防止対策推進法や各校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめを訴える児童生徒にとって、状況の改善が感じられるような支援につなげていくことを学校に求めている。

3 不登校

すべての児童生徒にとって、他者との絆を感じながら、安全・安心な居場所となる魅力ある学校・学級づくり、授業づくりを推進している。

教職員個人の力量に頼るのではなく、チーム学校として、個々の状況に応じた具体的な支援を展開するため、令和5年8月に「不登校支援リーフレット（教職員向け）」を作成し、県内公立学校に配布した。不登校支援やその対応について、校内の教職員研修等でのリーフレット活用の好事例を収集し、各校に情報を提供している。また、生徒指導主事研修等を通じて教職員の相談力向上を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家とも連携し、多角的・多面的な児童生徒理解に基づいた教育相談体制を築くことを推進している。

また、令和6年3月に実施した「不登校に関するアンケート調査」から、不登校を経験した児童生徒の受け止めとしては、人間関係に起因するものが多い傾向があり、学校との認識に違いがあることがわかった。不登校のきっかけが、必ずしも学校の捉え方と一致していないことを学校に伝え、教職員一人ひとりの意識の変化を図り、不登校児童生徒のそれぞれの状況に応じた支援につなげていく。併せて、あらゆる機会を通じて、不登校児童生徒に関わる方に調査結果を伝え、適切な支援についての意見交換を進めている。

児童生徒の不登校の状態や背景、要因を適切にアセスメントし、教育支援センター、いわゆるフリースクールなどの関係機関を交え、児童生徒の多様な学びに向けた支援のあり方について連携を図っている。

4 中途退学

キャリア教育や進路指導等の日常的な教育活動を通じて、生徒が社会的自立に向けた資質・能力を身に付けるように働きかけている。

また、中途退学した場合のリスクとして、高校卒業の資格を前提としている多くの職業、大学や専門学校などの進路への選択肢が少なくなったり、引きこもり状態になったりする可能性もあることから、未然防止や早期に気づくことの重要性を学校に伝えている。

生徒の生活、学業、進路について、チーム学校として情報を共有し、具体的な対応や支援を行うことを推進している。